

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

大和市長 大木 哲

大和市規則第21号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第7、1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表72の項中「24」を「23」に改め、同表76の項中「27」を「26」に改め、同表78の項中「28」を「27」に改め、同表5 医療

職給料表(2)昇格時号給対応表昇格後の号給、2級の欄中

「	30	「	29
	31		30
	32		30
	33		31
	33		31
	34	を	32
	34		32
	35		33
	35		34
	36		35
」			」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。